

大阪市の主なマンション関連制度（令和6年4月現在）

◆防災力強化マンション認定制度

耐震性や耐火性など、建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による日常的な防災活動等により防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信しています。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 企画部 安心居住課
TEL 6208-9648 FAX 6202-7064

◆民間マンションの耐震診断・耐震改修補助制度

一定の要件を満たす地上3階建以上の民間マンションの耐震診断・耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口
（住まい情報センター4階）
TEL 6882-7053 FAX 6882-0877

◆分譲マンション勉強会支援アドバイザー派遣制度

分譲マンションの管理組合等が実施する勉強会を支援するため、講師として一級建築士や弁護士等の専門家を無料で派遣し、一般的なアドバイスを行います。

◆分譲マンション管理適正化支援アドバイザー派遣制度

築30年以上で管理に課題を抱える分譲マンションの管理の適正化を支援するため、マンション管理士等の専門家を無料で派遣し、解決に向けたアドバイスを行います。

◆分譲マンション長期修繕計画作成費助成制度

長期修繕計画の作成又は見直しを行う管理組合に対して、作成費用の一部を補助します。

◆分譲マンション再生検討費助成制度

再生（改修や建替え等）に向けた検討を行う管理組合に対して、検討費用の一部を補助します。

◆分譲マンション管理計画認定制度

管理運営状況や長期修繕計画など、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく認定が受けられます。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 企画部 住宅政策グループ
TEL 6208-9637 FAX 6202-7064

◆大阪市マンション管理支援機構

公的団体や、建築・法律等の専門家団体等が連携して、分譲マンションの管理組合を支援します。登録組合には、セミナーの開催案内や情報誌等を無料で送付します。

お問い合わせ 大阪市マンション管理組合支援機構
（住まい情報センター4階）
TEL 4801-8232 FAX 6354-8601

企画・作成

大阪市都市整備局 企画部 安心居住課
住所：大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所 本庁舎6階
電話：06-6208-9648 FAX：06-6202-7064